

丙

判決

一月九日

合校

施行

一月九日

月第

日號

起案用紙起案用紙(丙)



案起 昭和五年一月九日
受局課 一月九日
主任

總務課長

事務官

主任

案

年月日

厚生大臣官庁總務課長

法務部
法制局第三部長

運輸大臣官庁文書課長

通商産業大臣官庁総務課長

各課長
各課長
各課長

各課長
各課長
各課長

各課長
各課長
各課長

厚生省

標記の件に関し 当省より別紙 政令案のとりおりに

制定を希望すとの旨を直しく取り計へ願はたい。

合議局課受送年月日

第 第
號 號
送 送
受 受
月 月
月 月
日 日

乙

(訂正)

五 際観光ホテル整備法施行令等不

内閣は、五 際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の規定に基き、この政令を制定する。

第一條、五 際観光ホテル整備法（以下法と云ふ。）中主

部大臣とあるは、五 立公園（五 立公園法第十一条ニイテ規定

により指定せられたる五 立公園に準ずる区域を云ふ。）の区域

厚生省

内にあるホテル（法第二十八條の「旅館」を云ふ。以下同じ。）又は

温泉を公共の浴用に供する施設を有するホテルについては

厚生大臣とし、その他については、運輸大臣とする。

第二條、運輸大臣は、左の各号の場合には、予の厚生

大臣の同意を得なければならぬ。

一 法第四條の規定により登録をするとき。

二 法第十條第一項の規定により施設日経営の改善に

関し勸告するとき。

三 法第十一條の規定により登録を取り消すとき。

四 法第二十條の規定によりホテル業議會の委員を任

命するときは。

第三條 法第十四條第二項の法人税の追徴は、第十

四條第一項の規定により、法第八條の規定の適用を受

厚生省

けなくなつた日から過去五年以内を期間とし、法第八條

の規定により利益を受けたる限度においし、これをすむもの

とす。

二 前項の追徴の年数に關するは、省令で定める。

第四條 法第十三條各号の届出に關する主務大臣

の権限は、都道府縣知事に委任する。

國際觀光ホテル整備法施行令（運輸省案）に
對する修正意見
（一）
（二）
（三）
（四）

第一條を次のように改める。

第一條 國際觀光ホテル整備法（以下法という。）中主務大臣とあるは、國立公園（國立公園法第十一條ノ二の規定に基き指定せられた國立公園に準ずる區域を含む。）の區域内にあるホテル（法第二十八條の「旅館」を含む。）又は温泉を公共の浴用に供する施設を有するホテル（法第二十八條の「旅館」を含む。）については、厚生大臣とし、その他のものについては、運輸大臣とする。

第二條を第三條とし、第二條として次の一條を加える。

第二條 運輸大臣は左の各號の場合には、後め厚生大臣の同意を得なければならぬ。

- 一、法第四條により登録をするとき。
- 二、法第十條第一項により施設（登録）の改善の勸告をするとき。
- 三、法第十一條により登録の取り消しをするとき。

四、法第二十條によりホテル審議會の委員を任命するとき。

第三條を第四條とし、同條を次のように改める。

第四條 法第十三條第一號及び第二號の届出に關する主務大臣の權限は、都道府縣知事に委任する。